

ほの国消防団・消防団応援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の消防団員に対する福利厚生の充実、地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的として、消防団員等に対してサービスを提供する事業所・店舗等（以下「消防団応援事業所」という。）の登録及び消防団員等が消防団応援事業所を利用する際に必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 事業名称については「ほの国消防団・消防団応援事業」とする。

(実施主体)

第3条 この事業は、東三河地域の各市町村が相互に協力し実施するものであり、消防団員証の発行及び消防団応援事業所の登録等については、各市町村により実施するものとする。

(登録)

第4条 消防団応援事業所に登録しようとする事業所は、消防長に、別紙様式1に定める「ほの国消防団・消防団応援事業所登録届」（以下「登録届」という。）を提出するものとする。ただし次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げるもの
- (3) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録が適当でないと認めるもの

(登録済証及び表示標の交付)

第5条 消防長は、消防団応援事業所の登録を行った場合は、事業所に、別紙様式2に定めるほの国消防団・消防団応援事業所登録済証（以下「登録済証」という。）及び別紙様式3に定める表示標（以下「表示標」という。）を交付するものとする。

(表示標の表示)

第6条 消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示標を表示することができる。

- (1) 表示標を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、電気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(身分証等の提示)

第7条 消防団員は、消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合に、新城市消防団規則に定められた消防団員証を提示しなければならない。

- 2 団員の家族が消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合は、別紙様式4に定める「新城市消防団員家族利用証」を提示しなければならない。

(消防団応援事業所の公表)

第8条 消防団応援事業所の名称等について、ホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第9条 消防団応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により登録を受けたとき若しくは、その他消防団応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表示標を返還しなければならない。

(サービス等の提供の停止)

第10条 消防団応援事業所は、都合により消防団員及びその家族に対するサービス等を停止することができる。この場合において、当該事業所は、その旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東三河地域市町村の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。